

介護保険課からのお知らせ

令和
3年度

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免制度があります

第1号被保険者(65歳以上)で新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれ、次のいずれかに該当する場合は、申請により、介護保険料の全部または一部の減免が受けられます。

- 対象1
- 対象2
- 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合
- 主たる生計維持者の事業収入等(不動産収入、事業収入、給与収入及び山林収入)の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する場合
- ①生計維持者の事業収入等のうちいずれかが令和2年に比べ、30%以上減少する見込みであること
- ②収入減少が見込まれる所得以外の令和2年の所得合計が400万円以下であること

お問い合わせは、
ホームページまたは
介護保険課保険料係



令和3年
8月から

介護サービス費の自己負担限度額が変わります

高額介護(介護予防)サービス費支給制度とは、1か月の介護サービス費の自己負担額が世帯合計(個人)で限度額を超え

た場合に、その超えた分が払い戻される制度です。住民税課税世帯の区分が細分化され、限度額が変わります。

お問い合わせ先 介護保険課 給付係

●自己負担限度額(月額)

令和3年7月まで

区分	限度額
住民税課税世帯	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
●老齢福祉年金受給者の方 ●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円

令和3年8月から

区分	限度額
住民税課税世帯	年収約1,160万円以上の方 140,100円 年収約770万円以上1,160万円未満の方 93,000円 年収約383万円以上770万円未満の方 44,400円 上記以外の住民税課税世帯の方 44,400円
住民税非課税世帯	24,600円
●老齢福祉年金受給者の方 ●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円

令和3年
8月から

施設入所等の居住費・食費の軽減制度の支給基準と食費が変わります

施設入所等にかかる費用のうち居住費及び食費は原則本人の自己負担となりますが、低所得者(住民税非課税世帯)と生活保護受給者は、申請により居住費及び食費の負担を軽減する補足給付があります。

令和3年8月から、補足給付の利用者負担段階(第3段階)の細分化、食費の変更、預貯金額等による支給要件等の細分化が行われます。

お問い合わせ先 介護保険課 給付係

●居住費等、食費の負担限度額(1日あたり) 例:特別養護老人ホーム、短期入所生活介護を利用した場合

※青字は令和3年8月からの変更箇所です

利用者負担段階		居住費等				食費		【預貯金等の状況】 支給には、次の預貯金等の要件がありますが、令和3年8月からは金額が利用者負担段階別になります。
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円超の方【令和3年7月まで】	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	650円	650円	<令和3年7月まで> 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。 ↓ <令和3年8月から> 第3段階②:単身で500万円、夫婦で1,500万円以下 第3段階①:単身で550万円、夫婦で1,550万円以下 第2段階 :単身で650万円、夫婦で1,650万円以下 第1段階 :単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下 (注)住民票上世帯が異なる配偶者の課税状況、資産等の要件も勘案します。
	令和3年8月からの第3段階② 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	1,360円	1,300円	
	令和3年8月からの第3段階① 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	650円	1,000円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円(490円)	370円	390円	390円 8月から600円	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	320円(490円)	0円	300円	300円	

※()内の金額は、介護老人保健施設と介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合の額です。

草加市の問い合わせ先

☎048-922-0151(代表)

FAX048-922-3279

●介護保険課

認定係.....☎048-922-1414
給付係.....☎048-922-1421
保険料係.....☎048-922-1376
計画・指導係...☎048-922-1032

●長寿支援課

地域支援係...☎048-922-2862
相談支援係...☎048-922-1281
長寿推進係...☎048-922-1342